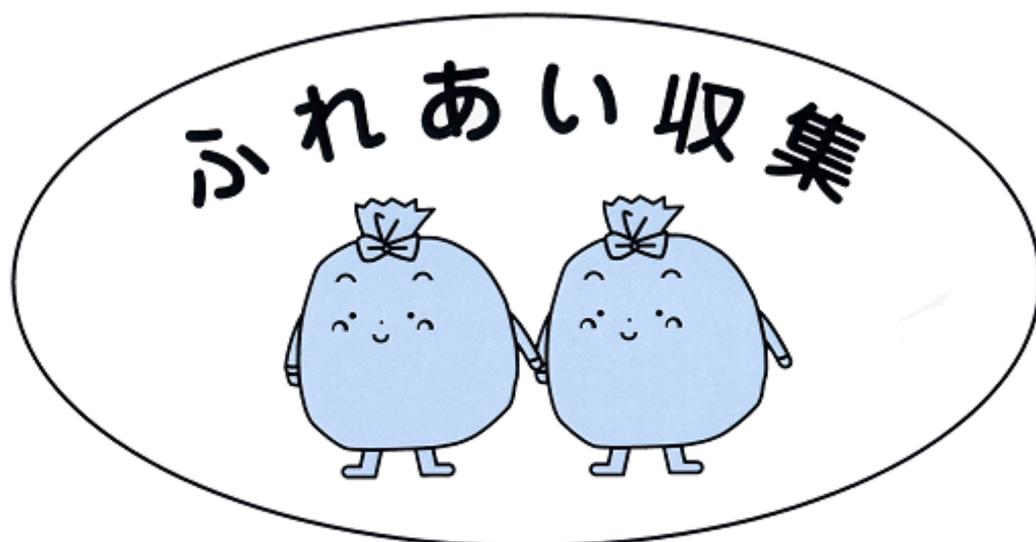


# 「ふれあい収集」

## 家庭ごみ戸別収集



旭川市

旭川市クリーンセンター

平成27年4月作成

## 「ふれあい収集」について

「ふれあい収集」とは、自らごみをステーションまで排出することが困難で他の者の協力を得ることができない市民に対し、家庭ごみの戸別収集を実施するとともに、ひとり暮らしの高齢者などの安否の確認等を行うことを目的としています。

### 1 対象者

「ふれあい収集」は、次に該当する方が対象となります。

(1) 要介護状態区分の要支援 2・要介護 1 から要介護 5 に認定されているひとり暮らしで、**介助・介護を必要とする生活状況**で、自らステーションまでごみを排出することができなく、他の者の協力を得ることができない方。

(2) 身体障害者手帳の交付を受け、障害福祉サービス受給者証の障害支援区分認定を受けているひとり暮らしで、**介助・介護を必要とする生活状況**で、自らステーションまでごみを排出することができなく、他の者の協力を得ることができない方。

**※障害名・障害等級・障害福祉サービス受給者証の内容等による。**

(3) 同居者がいるときは、同居者の方も上記（1）（2）に概ね準じる場合が、対象となります。

### 2 申し込み

本人及び親族から、「ふれあい収集」の申し込みがあった場合、申請書（様式第 1 号）を提出してください。なお、同居者がいるときは同居者の分も提出してください。

申請書受付後、申請受付通知書（様式第 2 号）で申請者に通知します。

**※申請書記入の注意をご参照ください。**

### 3 添付書類（同居者分も同じ）

(1) 介護保険被保険者証の写しを添付してください。

(2) 身体障害者手帳の写しを添付してください。

(3) 障害福祉サービス受給者証の写しを添付してください。

**※介護保険の認定の有効期間満了時、変更時には再調査を行います。**

**※障害福祉サービスの介護給付費の支給決定期間満了時、変更時には再調査を行います。**

#### 4 受付場所

旭川市クリーンセンター ごみ相談係 「ふれあい収集」担当  
078-8208 旭川市東旭川町下兵村3番地の5  
電 話 36-6712 FAX 36-6712

#### 5 書類審査

申請書受理後書類審査を行い、面談調査を行う対象者を決定します。  
対象者には、申請受理通知書（様式第4号）で通知し、対象外とな  
った方には、申請却下通知書（様式第5号）で通知します。

#### 6 面談調査

面談調査を行う対象者決定後、地域包括支援センター、居宅介護支  
援事業所、訪問介護事業所等と連絡調整を図り、対象者宅の訪問日時  
等を確認し、ケアマネージャー、ヘルパー等と「ふれあい収集」担当  
者が対象者の現状調査を実施します。

#### 7 認定審査

クリーンセンター認定審査委員会において、面談調査した結果に基  
づき審査、認定を行います。

#### 8 結果・通知

- (1)認定者には認定通知書（様式第6号）により審査・認定結果を  
通知します。
- (2)不認定者には不認定通知書（様式第7号）により審査・認定結  
果を通知します。
- (3)認定を取り消す場合は取り消し通知書（様式第8号）により審  
査・認定結果を通知します。

#### 9 確認事項等

(1)認定者には次の事項を確認します。

- ア 住所
- イ 氏名
- ウ 電話番号
- エ 生年月日
- オ 同居家族の状況
- カ 要介護状態区分、認定の有効期間
- キ 身体障害者手帳の有無、身体障害者手帳の交付年月日、障害  
名
- ク 障害福祉サービス受給者証、障害支援区分、  
支給決定期間、サービス種別、支給量等
- ケ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所名

- コ 訪問介護事業所名，援助内容，援助曜日，援助時間等
- (2) 緊急時連絡先の住所，氏名，電話番号，対象者との関係
- (3) 分別を基本とすること。
- (4) 玄関内収集を基本とすること。
- (5) 粗大ごみ・剪定枝・落ち葉・拠点回収品目は市の収集方法に基づくこと。
- (6) 認定者については，敷地内からの収集のため承諾書に署名，押印をいただきます。

## 10 収集するごみの種別

戸別収集するごみは，旭川市で行っているごみステーションに排出できる品目とします。

- (1)燃やせるごみ（有料指定袋）
  - (2)燃やせないごみ（有料指定袋）
  - (3)プラスチック製容器包装
  - (4)ペットボトル
  - (5)紙製容器包装
  - (6)段ボール
  - (7)空き缶，空きびん，家庭金物
  - (8)紙パック
  - (9)有害ごみ
  - (10)蛍光管
- ※新聞雑誌等(古紙回収業者に依頼ができない場合)

### ※(1)燃やせるごみ（黄色）

(2)燃やせないごみ（緑色）の分別品目は旭川市が指定した有料袋での排出となります。

指定袋以外で排出された場合は収集できません。

## 11 ごみの排出方法

### (1)一般ごみ

ア 旭川市で行っているごみステーションに排出できる品目で，分別された全品目のごみを一度に収集します。

（「ふれあい収集」専用カレンダー配付）

（分別のちらし配付）

イ 「ふれあい収集」の排出についての注意事項を配付します。

（「ふれあい収集」をご利用される方へのお願い配布）

### (2)粗大ごみ

ア 原則，旭川市で行っている収集方法に基づきます。

電話受付，粗大ごみ処理手数料シール，玄関前排出。

粗大ごみ受付専用電話 36-2177

イ 生活保護世帯（減免措置）や認知症により申し込むことができない等は事前に相談してください。

(3) 剪定枝

ア 原則、旭川市で行っている収集方法に基づきます。

電話受付，玄関前排出

剪定枝受付専用電話 36-6711

(4) 落ち葉

ア 原則、旭川市で行っている収集方法に基づきます。(10月～11月まで実施予定)

電話受付，玄関前排出

落ち葉受付専用電話 36-8841

(5) 収集対象外の処理困難物については、対象者が許可業者等に処理を依頼してください。

『タイヤ，バッテリー，消火器，農薬，劇薬，注射器，注射針等』

『一時的多量ごみ（引っ越しごみ・片づけごみ）』

※処理先 専門業者にお問い合わせの上，依頼してください。

清掃事業協同組合 36-8003

12 収集日

旭川市が指定する日

13 認定者，地域包括支援センター，居宅介護支援事業所等との連絡体制

認定者の状況が申請時と異なる場合は速やかに旭川市クリーンセンター「ふれあい収集担当者」36-6712に報告してください。(連絡調整を図る)

- (1) ごみの排出の停止
- (2) ヘルパー援助中止，曜日，時間の変更
- (3) 同居者が発生した場合，独居となった場合
- (4) 入退院，施設入退所
- (5) 市内転居，市外転出
- (6) 緊急連絡先の変更
- (7) その他必要事項等

14 認定後に対象外であることや，虚偽の申し込みが判明した場合

- (1) 認定時には対象と判断されたが，認定者に要介護状態区分の変更，生活状況の変化等が発生し，対象とならないことが判明した場合は，再度面談し認定を取り消します。
- (2) 認定時には対象と判断されたが，認定者が虚偽の申し込みをして，対象とならないことが判明した場合は認定を取り消します。